

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月21日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成29年12月25日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ザグザグ丸亀三条店

丸亀市三条町字中村729番1外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- ・水路への排水計画については、地元水利関係者・団体と協議すること。
- ・騒音規制法等、環境に関する法令を遵守すること。
- ・騒音について、苦情が出ないように事前に対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。
- ・地元雇用の確保に努めること。
- ・自治会等、地元住民との調整を十分に行うこと。
- ・工事車両の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において復旧すること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	平成30年5月21日から同年6月21日まで